

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月24日(水) 15時00分～16時05分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会 長	18番	金藤 祐治					
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦			
委 員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番	中司 邦弘	
	4番	植原 宗哉			7番	中司 善章	
	8番	櫻本 訓由	9番	宗 訓親	10番	高橋 泰登	
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番	松森 智	
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番	米田 健一	
	19番	渡邊 直行					

欠席委員 1人

6番 村上 正

4. 農地利用最適化推進委員の出席 15人(推進委員総数18人 欠員1名)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
小川 隆三	林原 啓	宮地 眞良	須山 猛		
柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲	

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の許可事業計画変更申請について

議案第27号 非農地証明申請について

審議事項(2) 「違反転用に対する措置について」の決定について

第2 議案(報告事項)

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第27号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出に対する受理について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 作田 太

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 木田 健太 寄高 佑介

7. 会議の概要

議 長	あいさつ（省略） それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。 定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 議事録署名は19番・渡邊 直行委員、1番・松浦 徳和委員をお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は15名、欠員1名です。
議 長	それでは、これから申請に基づく議題に入ります。 議案書の方をご覧ください。 議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第24号、申請番号68番から90番までを議案書をもとに説明） 申請番号68番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は長江三丁目の1筆、現況地目は畑、面積は282㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地ではイチジク、ブドウ、トマト、キュウリを栽培する申請となっております。 この申請については6月4日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号69番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町本郷の1筆、現況地目は田、面積は320㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地は畑に改良し、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。 申請番号70番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町本郷の2筆、現況地目は畑、面積は合計で402㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は自宅と隣接し利便性を高めるためです。 なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。 申請番号69番と70番の申請については6月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号71番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は浦崎町の3筆、現況地目は田が1筆と畑が2筆、面積は合計で1,686㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では水稻と野菜を栽培する申請となっております。 この申請については6月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号72番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町丸門田の1筆、現況地目は田、面積は1,315㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地は畑に改良し、自家消費用のダイコン、ハクサイ、サツマイモを栽培する申請となっております。

申請番号73番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町丸河南の1筆、現況地目は田、面積は1,021㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規就農者としてです。
なお、当該農地は畑に改良し、ウメとブルーベリーを栽培し、加工して道の駅へ販売する申請となっております。

申請番号74番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町丸河南の1筆、現況地目は畑、面積は352㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該譲受人は隣接地に住居を建築し、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
申請番号72番から74番までの申請については6月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号75番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町大町の1筆、現況地目は畑、面積は589㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、ブドウを栽培する申請となっております。

申請番号76番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町高尾の5筆、現況地目は畑、面積は合計で243.61㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお譲受人は、地番◇◇◇に隣接する住宅に転居し、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号77番から80番までの申請につきましては、同一案件のため一括してご説明いたします。
権利の種類は期限の定めなしの使用貸借権の設定です。
申請地は御調町貝ヶ原の計6筆、現況地目は田、面積は合計で5,742㎡です。
貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。
申請番号75番から80番までの申請については、6月8日、宗委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号81番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は115㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、譲受人は当該農地近くの住宅に転居し、自家消費用のジャガイモとタマネギを栽培する申請となっております。
この申請については6月5日、中司善章委員、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号82番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は1,094㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については6月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号83番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は201㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、6月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号８４番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島大浜町の１筆、現況地目は畑、面積は２１６㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では季節の野菜を栽培する申請となっております。
この申請については６月９日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号８５番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島重井町の計３筆、現況地目は畑、面積は合計８６１㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。

申請番号８６番、権利の種類は期間２０年間の賃貸借権の設定です。
申請地は因島重井町の１筆、現況地目は畑、面積は１，３４４㎡です。
貸し渡し理由は高齢による経営縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、スイカ、メロンを栽培する申請となっております。
申請番号８５番、８６番の申請については６月９日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号８７番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島洲江町の計２筆、現況地目は畑、面積は合計５２㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。

申請番号８８番、権利の種類は期間５年間の使用貸借権の設定です。
申請地は瀬戸田町林の１筆、現況地目は畑、面積は１，９９９㎡です。
貸し渡し理由は遠隔地につき耕作不能、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では花卉と野菜を栽培する申請となっております。

申請番号８９番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の１筆、現況地目は畑、面積は１，０４４㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号９０番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町名荷の１筆、現況地目は畑、面積は５３６㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
申請番号８７番から申請番号９０番については６月９日、江田委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号６８番から９０番までの申請につきましては、農地法第３条第２項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑及び補足説明等のある方は挙手をしてください。

（質疑、補足説明等なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号６８番から９０番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第25号、「農地法第5条の規定による許可申請について」及び、議案第26号、「農地法第5条の許可事業計画変更申請について」は、関連案件があるため一括審議とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請及び、議案第26号、「農地法第5条の許可事業計画変更申請について」ご説明いたします。

(議案第25号申請番号38番から50番及び議案第26号申請番号3番を議案書をもとに説明)

申請番号38番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。

所在は山波町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、277㎡の一時転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。

以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。

一時転用目的は仮設作業用地で、工事現場仮設事務所、仮設トイレ、露天資材置場、露天駐車場が計画されています。

一時転用期間は、令和8年12月31日までとなります。

借受人は、吉和町に本店を行う建築業等を営む法人であり、この度申請地の道路対向地にてお寺の新築工事を行っており、工事に係る仮設作業用地が必要となったことから、申請地を借り受けするものです。

この申請については、6月5日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号39番、40番、41番につきましては、転用目的及び転用事業主が同一のため、一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。

所在は久山田町の3筆と美ノ郷町本郷の合わせて2筆、地目はすべて田、農振農用地区域外、面積は1,498㎡と1,225㎡の2か所の転用計画です。

申請地は全て市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、いずれも太陽光パネル168枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、福岡市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人であり、この度申請地を購入し、太陽光発電設備を設置し、売電したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号39番については、6月5日、山田委員、國近推進委員と、申請番号40番、41番については、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号42番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。

所在は美ノ郷町本郷の全4筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、890.61㎡の一時転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

一時転用目的は仮設作業用地で、現場仮設ハウス、仮設トイレ、工事用車両置き場、資材置場が計画されています。

一時転用期間は、令和9年10月23日までになります。

借受人は、岡山県に本店を置く土木工事等を営む法人で、このたび山陽自動車道の立入防護柵改良工事を受注したことより、工事に係る仮設作業用地が必要となったことから、申請地を借り受けするものです。

この申請については、6月5日、上峠委員、迫推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号43番、申請内容は売買による所有権移転です。
所在は御調町丸河南の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、320.61㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域外にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。
転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積112.62㎡、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、この度申請地を購入し、住宅用地として利用したいというものです。
この申請については、6月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号44番から48番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。
太陽光発電設備全3か所の転用計画で、御調町三郎丸の1筆・843㎡、御調町大町の1筆・755㎡、御調町大町の合わせて5筆1,388㎡、地目は田及び畑、農振農用地区域外、太陽光パネルがそれぞれ156枚、140枚、168枚、発電量はすべて49.5kWが計画されています。

申請地はすべて非線引き都市計画区域（用途地域外）にあり、農地区分はすべてその他2種に該当します。

譲受人は、福岡市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人であり、この度申請地を購入し、太陽光発電設備を設置し、売電したいというもので、すべてFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号44番から48番については、宗委員、小川推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号49番、申請内容は売買による所有権移転です。
所在は因島大浜町の全2筆、地目は畑、農振農用地区域外、455㎡の転用事案です。
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域外にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は、宅地拡張で、庭敷き及び家庭菜園となっております。

譲受人は兵庫県在住ですが、譲渡人と親族関係にあり、将来的に移住を計画しており、申請地に隣接する宅地建物と申請地を売買する計画となっております。

なお、申請に際しては、既に庭敷き及び家庭菜園として利用していたことから、顛末書の提出がされております。

この申請については、6月9日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号50番は、議案第26号の申請番号3番と関連案件のため、一括して説明させていただきます。

本件は、令和6年9月26日付けにて駐車場用地取得を目的に転用許可を受け、既に当初計画者が本件土地を取得しておりますが、転用事業者及び転用目的の変更の申し出があり、今回改めて農地法第5条の規定による許可申請と農地法第5条の事業計画変更を行うものです。

申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は因島重井町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、297㎡の転用事案です。

申請地は非線引き都市計画区域用途地域外にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は共同住宅用地で共同住宅1棟、駐車場7区画、合併浄化槽になります。

当初計画においては、申請地の隣接地にあった既存建物を従業員用の社宅として活用する予定でしたが、想定以上に老朽化が著しいことが判明したため、計画を変更され、既存建物を取り壊し、当初駐車場用地の予定であった申請地にまたがり、共同住宅を建築されたものです。

また転用事業者については、新しく建築した共同住宅については、当初計画者の資産管理会社が管理を行うことから、当初計画者が貸渡人となり、資産管理会社が借受人となり、使用貸借権の設定を行うものです。

本来であれば、計画変更が判明した段階で事業計画変更を行う必要がありましたが、申請者の認識不足より、既に工事着工を行い、概ね共同住宅が完成していることから、顛末書の提出及び指導を行っております。

この申請については、6月9日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、隣接する農地所有者等に対し、事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、隣接所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、太陽光事業が周辺地域と調和のとれた事業となるよう、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。

(質疑、補足説明等なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

議案第25号の申請番号38番から50番まで、及び議案第26号の申請番号3番は原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第27号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第27号 非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第27号、申請番号28番から35番までを議案書をもとに説明)

申請番号28番、美ノ郷町本郷の全9筆、現況地目は原野、山林、雑種地、面積は合わせて2,225㎡です。

利用状況は地番〇〇〇及び△△△については、昭和60年頃より耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、原野・山林化している状況です。

農振農用地区域内農地、市街化調整区域になりますが、現状原野・山林化していることから、農振農用地区域から除外しても当該地域の農業振興に影響はないことから、農林水産課と協議の上、農振除外の予定です。

地番×××については、昭和60年頃より耕作実績はなく、道路の法面となっており、雑種地となっている状況です。

その他については、耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、原野・山林化している状況です。

これらの農地は、農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、6月5日、上峠委員、迫推進委員と事務職職員で現地調査を行い、原野、山林、雑種地に判定されました。

申請番号29番、向東町の4筆、現況地目は宅地及び山林、面積は276㎡です。

利用状況は、地番〇〇〇〇及び△△△△については、大正6年に建物が建築された頃から建物敷地として利用され、宅地となっている状況です。

その他については、昭和40年頃より耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、6月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地及び山林に判定されました。

申請番号30番、向島町の1筆、現況地目は山林、面積は66㎡です。

利用状況は平成18年頃より耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

申請番号３１番、向島町の８筆、現況地目は山林、面積は合わせて２，１０４㎡です。
利用状況は、平成１８年頃より耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第２種農地、市街化調整区域です。

申請番号３０番、３１番については、６月５日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号３２番、御調町丸門田の２筆、現況地目は山林、面積は６５３㎡です。

利用状況は、平成２年頃より耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第２種農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）です。

この申請については、６月８日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号３３番、因島田熊町の２筆、現況地目は宅地、面積は９５．３０㎡です。

利用状況は、昭和６年に建物が建築された頃から建物敷地として利用され、宅地となっている状況です。

農振農用地区域外、第２種農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）です。

申請番号３４番、因島三庄町の１筆、現況地目は宅地、面積は６６㎡です。

利用状況は、昭和１３年に建物が建築された頃から建物敷地として利用され、宅地となっている状況です。

農振地域外、第３種農地、非線引き都市計画区域（用途地域内）です。

申請番号３３番、３４番については、６月９日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号３５番、瀬戸田町宮原の１筆、現況地目は宅地、面積は１０１㎡です。

利用状況は、昭和５１年に隣接地に建物が建築された頃から一体の住宅敷地として利用され、宅地となっている状況です。

農振農用地区域外、第２種農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）です。

この申請については、６月１０日、江田委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。

（質疑・補足説明等なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号２８番から３５番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、審議事項（２）「違反転用に対する措置について」の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは（審議事項２）「違反転用に対する措置について」ご説明いたします。

（事務局説明）

	今後、相手方の対応に応じて検討したいと考えております。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をして下さい。
議 長	もう少し詳しく説明してほしい。
事務局	(事務局説明)
委員	(今後の対応について質問)
事務局	(質問に対して回答)
議 長	意見がいろいろありました。 事務局から説明されたような対応でいくということによろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、農業委員による採決に入ります。 本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに、決しました。
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第25号から第28号までを一括して審査を行います。 質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	次に、その他に入ります。
各委員	まず各調査区での活動状況について報告があれば、挙手のうえ発言してください。 (活動状況報告：省略)
議 長	次に、事務局より、その他についての説明を求めます。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦勞様でした。